

＜滞在風景づくり支援事業＞

令和7年度鳥取県新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金 募集要領

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

1 目 的

本県内において新しい街の滞在風景づくりに取り組むことにより、居心地の良さの演出による街の価値向上や、誘客による賑わいの創出、鳥取の街を愛する県民意識の醸成等を促進することを目的として、鳥取県新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金（滞在風景づくり支援事業、以下「補助金」という。）の交付対象となる事業候補を次のとおり募集します。

2 募集概要

設置等の期間（原則として継続して3カ月間以上）を含め令和7年度中に完了する事業を対象に募集を行います。

（1）滞在風景づくり支援事業【予算：1,000千円（2件相当）】

ア 補助対象経費	新しい街の滞在風景づくりに資する取組に要する経費のうち、次に掲げるもの（原則として、一定規模以上のもので、かつ3か月以上継続して設置等行うものに限る。） ア 通りの統一感向上のための装飾の設置等に要する経費（建築物、工作物の外部仕上げの整備等を除く。） イ 路上空間等を活用したストリートファニチャーの設置等に要する経費（舗装、花壇・植込等の外構整備等を除く。） ウ 広告・宣伝等に要する経費 エ その他事業実施に必要と認められる経費
イ 補助要件	○本補助金において補助対象とする項目と同一の経費について、国・県等から他の補助金等を受けている又は受ける予定となっているものについては、本補助金は交付しない。 ○一の事業実施主体に対する同一の対象事業に係る補助金の交付は、1回に限り行うものとする。
ウ 事業実施主体	連担する複数の事業者、団体等
エ 補助事業者	市町村（間接補助）
オ 補助率	市町村負担額に1／2を乗じた額
カ 限度額	500千円（県費）

3 募集期間及び応募方法等

（1）募集期間：令和7年9月25日（木）から令和7年10月24日（金）まで

※必着（郵送、電子メール又は持参）

（2）応募書類及び書類提出部数

応 募 書 類	提出部数
① 事業計画書（様式第1号） ② 収支予算書（様式第2号） ③ 評価項目に対する考え方（様式第3号）	各1部

（3）応募方法： 郵送、電子メール、持参のいずれでも可。（ファクシミリは不可）

（4）応募先：鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

ア 郵送・持参 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎7階）

イ 電子メール machizukuri@pref.tottori.lg.jp

4 応募に当たっての留意事項

- (1) 補助金の交付に当たっては、事業実施地域が存する市町村に補助制度があることが前提となります（市町村間接補助）。県補助制度に対応する市町村の補助制度の有無や予算措置状況等について、応募前に予め各市町村へ確認してください。
- (2) 交付申請先は事業実施地域が存する市町村となります。事業実施主体の交付申請を受けた市町村が県に本補助金の交付申請を行い、県は市町村に対して交付決定を行います。
- (3) 応募に要する一切の経費は応募者の負担とします。また、応募書類は原則として返却しません。

5 採択事業の決定方法、留意点

(1) 事前審査（書類審査）

事業趣旨に適合した事業であるかどうかについて、本審査前に応募書類により事前審査を行います。その際、事業計画書だけでは判断が難しい場合、必要に応じて事業内容等の問い合わせ等を行う場合があります。事前審査結果及び本審査日程等については応募者に通知します。

(2) 本審査（プレゼンテーション）

事前審査通過者は、「鳥取県空き家利活用・街なみづくり関連事業等審査会」においてプレゼンテーションを実施し、事業内容についての審査を受けていただきます。本審査への参加を事業採択の前提とします。

ア 日程・場所：事前審査後に決定

イ 審査内容：次の事項を総合的に審査し採択事業を決定します。

評価項目	内 容
事業内容	当該地域の特色を踏まえ、美しい街なみづくりに資する取組となっているか。
目的への準拠	近隣住民等の滞在を誘引する、快適性（居心地）の向上に資する取組となっているか。
新規性・発展性	新規の取組か、継続事業の場合は発展性が認められるか。
実施体制等	事業内容に応じて、実施する能力（体制、組織、協力等）が認められるか。
規模・期間等	実施する取組の規模、時期、期間等は目的を達成するために適切なものであるか。
情報発信力	取組についての情報発信方法は適切なものであるか。
地域への波及効果	事業実施により地域活性化（にぎわい、交流）、地域経済（特産品開発、ブランド化）への波及効果が認められるか。
他地域への波及効果	モデル性が高く、他地域での波及効果が期待できるか。

- (3) 採択となった事業については、事業実施地域が存する市町村へ交付申請手続きが必要になります。なお、県の予算枠等の都合により交付決定額の制限を行う場合があります。

6 その他

採択となった事業の補助金申請に係る各種手続きは、事業実施地域が存する市町村が窓口となります。採択後の必要手続きや提出書類等については、当該市町村の要綱等に従ってください。

7 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課 景観・まちなみ整備担当
住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地
電話 0857-26-7234
電子メール machizukuri@pref.tottori.lg.jp